

※令和3年4月1日施行の改正大気汚染防止法に伴い一部修正  
元請業者・自主施工者の皆様へ

平成30年7月1日より、豊中市内で対象となる解体等工事を行う場合、  
特定建築材料の使用の有無等の事前調査結果を  
届け出る必要があります。

豊中市環境の保全等の推進に関する条例では、一定の解体等工事について、石綿を発生し、  
又は飛散させる原因となる建築材料（以下「特定建築材料」という。）の使用の有無等の事前  
調査結果を届け出る制度が、平成30年7月1日より施行となります。

### 届出対象となる解体等工事

建築物その他の工作物を解体、改造、補修する作業を伴う建設工事のうち、  
法令で規定する特定建設作業を伴う工事

（平成18年9月1日以後に、設置の工事に着手した建築物その他の工作物のみ、  
又は、平成18年9月1日以後に改造、補修の工事に着手した部分のみを  
解体、改造、補修する場合は対象外です。また重機を使用しない解体等工事も対象外です。）

### 特定建築材料

吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料

（「石綿を含有する」とは、当該建築材料の質量に対して石綿の質量の割合が0.1%を超えて含有する場合  
をいいます。）

### 届出者

- 解体等工事の受注者（元請業者）
- 解体等工事を請負契約によらず自ら施工する者（自主施工者）

### 届出事項

- 解体等工事の場所
- 解体等工事の開始日
- 調査の方法
- 特定建築材料の使用の有無
- 種類・種類ごとの使用面積（使用されている場合）
- 調査結果の掲示年月日

規定様式により、  
豊中市役所 第一庁舎5階  
環境政策課 窓口へ提出してください。

※この届出は、解体等工事の開始の日の  
7日前までに提出しなければなりません。  
（「開始の日の7日前まで」とは、届出日と  
解体等工事の開始日が7日以上あいている  
ことを意味します。）